和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであって、収容定員二十人以上のもの

ホ～チ　［略］

七～十二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（同法第二条中児童福祉法第五十六条の六第一項の次に一項を加える改正規定並びに附則第十条及び第十一条の規定を除く。）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

○経済産業省環境省令第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ハの規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

環境大臣　中川　雅治

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表（第二条関係）

改正後		
特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	（略）	一〇〇分の一〇
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
規則別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	（略）	一〇〇分の五
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）

別表（第二条関係）

改正前		
特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	（略）	一〇〇分の五
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
規則別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	（略）	一〇〇分の一〇
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）